

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務） 仕様書（プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下、甲という。）が受託者（以下、乙という。）に委託する「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務）」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、円滑かつ効果的に運用するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務）

2 業務の目的

福島県風評・風化対策強化戦略（第6版）においては、「現在も根強い風評が残っており、風化の傾向が年々進行している」という分析がなされた。

福島県に対する「良いイメージを持っている」と回答した人の割合は49.0%で、「どちらともいえない」と回答した無関心層（＝ニュートラル層）が近年増加傾向であることから、情報を発信するエリアの傾向に対応した効果的な発信により、ネガティブ層への移行を防ぐとともに、ポジティブ層への引き上げを図り、風評・風化の進行を防ぐ必要がある。

本事業は、東日本大震災及び原子力災害の記憶の風化を抑制するため、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（以下「伝承施設」という。※）等の取組や魅力などの情報発信を行う。

特に海外イベントでのブース出展及び伝承施設等を巡るツアーの実施により、海外を含めた県外のニュートラル層へアプローチし、関心を持たせることで、復興が進む福島へのイメージをアップデートさせ、県内への交流人口拡大（伝承施設への来館者増）を促すことを目的とする。

（※）WEBサイト「3.11 伝承ふくしま」で紹介している施設。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務内容

（1）海外イベントでのブース出展業務

- ① 令和8年12月5、6日（予定）に開催される「日本東北遊楽日」（主催：一般社団法人東北観光推進機構、場所：台湾・台北市内予定）において、福島県が複合災害で得た震災の経験や教訓を発信するとともに、福島や伝承館へのインバウンド誘客を図ることができる内容のブースを出展すること。

（想定スケジュール）

- 12月4日（金） 設営
- 12月5日（土） 出展1日目
- 12月6日（日） 出展2日目・撤去

- ② ブース出展に係る主催者との調整

出展に関する手続きや及び出展にあたって必要な主催者側との調整を行うこと。

なお、調整結果については生涯学習課へ適宜フィードバックを行うこと。

※出展料についても事業費に含めて積算すること。

- ③ 出展内容は、伝承館をメインとした県内の震災伝承施設の紹介や震災からの復興

の様子を紹介するものとし、現地の出展に必要なもの（パネル、広報物、使用する機材等）の制作や手配、配送等を行うこと。

ア ブースコンセプト及び集客企画等の提案

ブースコンセプトについては、震災伝承施設や復興の様子を発信できる内容とし、集客に繋がる企画を提案すること。

イ ブース内装飾の制作

- ・コンセプトに沿ったブースを制作すること。
- ・なお、同イベントへ福島県観光交流課も出展予定であるため、観光交流課と調整の上、調和のとれたデザインで制作していただきます。

※ 展示内容として、「3.11 伝承ふくしま」で作成したパネルや、デザインを活用可能ですが、適宜内容を翻訳し、改めて制作する必要があります。

④ 運営体制

- ・ブースの運営や現場管理を行うスタッフを配置すること。（渡航費・滞在費含む）。
- ・スタッフの必要人数は企画内容により提案することとするが、生涯学習課職員2名、伝承館職員1名（予定）が現地対応予定のため、連携しながら運営にあたること。
- ・出展時の案内等に必要な通訳（日常会話レベル）を手配すること。
- ・連絡用として、Wi-Fi ルーター等の通信設備（人数分）を手配すること。

（2）伝承施設モニターツアーの実施

県外の企業関係者やメディア関係者等をターゲットに、伝承館を始めとした伝承施設や復興の状況を直に見ていただくことで、震災と原発事故の記録や教訓、福島の魅力等について理解を深めることに加え、ツアー参加後に企業研修での活用や、報道等により発信をしていただくことで、震災直後のイメージや知識のアップデートを図る。

① 実施するツアー

ア 企業視察等向けモニターツアー（1回）

- ・実施時期 R8.9～11月頃
- ・参加ターゲット 福島県外の企業、団体、旅行会社等
- ・行程等 伝承館をメインとした1泊2日程度、定員は10名程度（1団体2名まで）とし、ツアー参加後に各企業等において、震災からの復興や、災害への備えなどを学ぶ企業研修等での視察先や旅行商材として活用できるような行程を提案すること。

イ メディア向けプレスツアー（1回）

- ・実施時期 R9.1～2月頃
- ・参加ターゲット 西日本を中心としたメディア関係者
- ・行程等 伝承館をメインとした1泊2日程度、定員は10名程度（1団体2名まで）とし、ツアー参加後に各メディアにおいて、福島での震災と原発事故の記録や教訓、魅力等について記事や放送等で取り上げたいような行程を提案すること。

② 共通事項

ア 乙は参加が見込まれる企業への営業や募集の手続きを行うこと。

イ 参加者の募集にあたっては、チラシの作成など、効果的な方法を提案すること。

ウ 参加が見込まれる企業等のリストを作成し、甲と共有すること。

エ 業務全体を通しての問い合わせなど、募集やツアー実施後のフォローアップについて対応すること。

- オ ツアーでの訪問先との調整や、移動手段の手配及びその他ツアー実施に必要な手続きを業務内で実施すること。
- カ ツアー参加者へのアンケートを実施し、その回答の取りまとめを行い、甲へ提出すること。
- キ 施設等との交渉、利用料・申請・届出費用等ツアー実施に係る費用は、委託業務に含めて積算すること。
- ク 参加者から参加料を徴収する場合（旅行保険、施設入場料等の一部負担を参加者をお願いする場合も含む）は、その金額を明示すること。
- ケ ツアーでは、様子を記録するため写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- コ ツアー訪問先との事前打合せ及び現地確認等を行い、ツアー中は参加者および関係者の安全確保を徹底すること。
- サ ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- シ 事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。

5 実績報告書の作成

乙は、業務内容について取りまとめた実績報告書を作成し提出すること。

6 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式・1部）
 - (2) ツアーの様子を撮影した写真データを収めた DVD 又は Blu-ray（1式）
 - (3) 制作した広報物の下版データ等を収めた DVD 又は Blu-ray（1式）
 - (4) ツアーアンケートの個別回答及び取りまとめ結果（任意様式・1式）
- ※各データを1つのDVD等にまとめて提出することも可能。

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届
 - ・総括責任者通知書
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・業務実施体制図（様式任意）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

※当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用している。業務実績の検査に当たり、再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出すること。

なお、証憑資料の提出が無いものは、検査不合格となり、その分の費用は乙が負担することとなるので十分注意すること。

8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

10 権利

- (1) 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。
- (2) 本成果品は、県が適当と認めた各種メディア、イベント等での公開を行う場合がある。県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

11 その他

- (1) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。